

第29回 原子力規格委員会 議事録

1. 日 時 平成20年6月24日(火) 13:30~17:45

2. 場 所 (社)日本電気協会 4階 C, D会議室

3. 出席者(敬称略,五十音順)

出席委員: 関村委員長(東京大学), 新田副委員長(日本原子力発電), 越塚幹事(東京大学), 飯塚(東京大学・品質保証分科会長), 鹿島(電力中央研究所), 楠橋(日本製鋼所), 設楽(東京電力), 柴田(東京大学名誉教授・耐震設計分科会長), 千種(関西電力), 辻(日立GEニュークリア・エナジー), 寺井(東京大学・原子燃料分科会長), 長崎(東京大学・運転・保守分科会長), 西脇(東京大学), 藤沢(富士電機システムズ), 古川(三菱重工), 増田(日本原子力発電), 宮野(東芝プラントシステム), 森(日本電気協会), 山口(発電設備技術検査協会), 吉村(東京大学・構造設計分科会長)
新委員3名(印)含む(20名)

代理出席: 渡邊(東京電力, 品質保証分科会長・飯塚代理), 松尾(鹿島建設・兼近代理), 藤澤(原子力安全・保安院・神田代理), 望月(大阪大学, 横浜国立大学・小林代理), 西川(中部電力・阪口代理), 多田(原子力安全基盤機構・重政代理), 齊藤(日本原子力技術協会・百々代理), 谷口(日本原子力発電, 放射線管理分科会長・沼宮内代理), 宮田(東京電力, 安全設計分科会長・吉川代理) (9名)

欠席委員: 根井(原子力安全・保安院), 平野(武蔵工業大学), 田辺(日本原子力研究開発機構), 西岡(日本原子力保険プール) 新委員2名(印)含む(3名)

説明者: 芦田(東京電力・安全設計指針検討会主査), 今井(日本原子力発電・個人線量モニタリング検討会主査), 植田(日本原子力発電・耐震設計分科会委員), 菅野(日立GEニュークリア・エナジー・設備診断検討会委員), 白井(関西電力・耐震設計分科会幹事), 藤原(関西電力・防火管理検討会副主査), 西(関西電力・電気・計装品耐環境性能検討会主査), 菱川(東京電力・電気・計装品耐環境性能検討会副主査), 綿田(関西電力), 三嶋(東京電力・防火管理検討会委員), 福田・藤田・宇田川(三菱重工業), 渡邊(東京電力・品質保証分科会幹事)

事務局: 浅井, 高須, 糸田川, 国則, 石井, 平野, 大東, 中島(日本電気協会)

4. 配付資料

資料 No.29-1 第28回 原子力規格委員会 議事録(案)

資料 No.29-2 原子力規格委員会委員名簿(案)

資料 No.29-2-1 原子力規格委員会 分科会委員名簿(案)

資料 No.29-3 JEAG4103-200X「原子力発電所の火災防護管理指針案」

資料 No.29-3-1 JEAG4103 運転保守分科会書面投票 意見回答集約表

資料 No.29-4 原子力発電所の設備診断に関する技術指針 - 放射線肉厚診断技術(案)
JEAG4224-200X

資料 No.29-5 原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程(案) JEAC4622-200X

資料 No.29-5-1 原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程(案) JEAC4622-200X
原子力規格委員会コメント対応方針

資料 No.29-6 原子力発電所の安全系電気・計装品の耐環境性能の検証に関する指針
JEAG4623-200X の制定について

資料 No.29-6-1 原子力発電所の安全系電気・計装品の耐環境性能の検証に関する指針(案)
JEAG4623-200X

資料 No.29-7	基本方針策定タスクからの報告・審議事項について
資料 No.29-7-1	これまでの原子力規格委員会コメントに対する回答について
資料 No.29-7-2	「電気技術規程・電気技術指針について」修正前後比較表(案)
資料 No.29-7-3	JEAG4101-2000「原子力発電所の品質保証指針」廃止提案に関する書面投票の結果について
資料 No.29-7-4	「活動の基本方針」修正前後比較表(案)
資料 No.29-7-5	原子力規格委員会の英字略称の選定について
資料 No.29-7-6	第 23 回基本方針策定タスク議事録(案)
資料 No.29-8	JEAC4111, JEAG4121 定期見直し結果の上程時期の延期について
資料 No.29-9	鋼板コンクリート構造耐震設計技術規程(案)JEAC4618-200X
資料 No.29-10	「原子力発電所個人線量モニタリング指針 (JEAG4610)」改定の概要
資料 No.29-10-1	「原子力発電所個人線量モニタリング指針」改定前後比較表
資料 No.29-11	原子燃料分科会における新検討会の設置について
参考資料-1	日本電気協会 原子力規格委員会 規約
参考資料-2	日本電気協会 原子力規格委員会 委員参加状況一覧
参考資料-3	日本電気協会 原子力規格委員会 規程・指針策定状況
参考資料-4	鋼板コンクリート構造耐震設計技術規程 (JEAC4618-200X)

5. 議事

(1) 会議開催定足数の確認について

委員長が退任されたことにより、規約に基づき新委員長が選任されるまで新田副委員長に議事進行を代行していただいた。

委員長代行による代理出席者の承認後、事務局より、この時点における委員総数27名に対して現在、出席委員数は23名であり、委員総数の3分の2以上の出席という、会議開催定足数の条件を満たしていることの報告があった。

(2) 前回議事録の確認について

事務局より、資料No.29-1に基づき、前回議事録案（事前に配付しコメントを反映済み）の説明があり了承された。

また、前回（第28回）原子力規格委員会以降の規格策定に関する動向について、以下のとおり報告があった。

1) 前回の原子力規格委員会で公衆審査意見対応案が承認され、発刊済みの規格

JEAC4201 原子炉構造材の監視試験方法(H20.6.20)

JEAC4206 原子力発電所用機器に対する破壊靱性の確認試験方法(H20.6.20)

JEAC4804 原子力発電所運転責任者の判定に係る規程(H20.6.20)

2) 前回の原子力規格委員会で公衆審査意見対応案が承認され、発刊準備中の規格

JEAC4620 安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程

JEAG4609 デジタル安全保護系の検証及び妥当性確認に関する指針

JEAC4207 軽水型原子力発電所用機器の供用期間中検査における超音波探傷試験規程

3) 前々回以降、発刊準備中の規格

JEAG4221 原子力発電所の設備診断に関する技術指針 - 回転機械振動診断技術

JEAC4203 原子炉格納容器の漏えい率試験規程

4) 前回以降公衆審査実施、意見なしで発刊準備中又は廃止

JEAC4615 原子力発電所放射線遮へい設計規程（発刊準備中）

JEAG4101 原子力発電所の品質保証指針（廃止）

5) JEAC4601 原子力発電所耐震設計技術規程は、今年3月の規格委員会で審議され、書面投票実施の結果、反対意見付反対の投票があり、反対意見者への対応の結果、反対意見が取り下げられ修正規格案について書面投票(2次投票)実施中で6/25が期限である。JEAG4601は意見なしでJEAC4601の審議待ちの状態である。

6) IEC/TC45(国際電気標準会議/原子力計測部会)に関し、TC45への積極的参加、情報の提供の依頼を受けて、双方のメリットを考慮してTC45国内委員会としてどのような仕組みがよいのか、他の

学協会との具体的なやり取りの実績を含めて、TC45 国内委員会委員に見解を整理するよう依頼中。

(3)原子力規格委員会委員長の選任及び副委員長の指名

原子力規格委員会規約第4条に基づき、委員長候補者の推薦を提案したところ、新田副委員長より、関村委員・原子力規格委員会幹事の推薦があった。他の推薦がないため、推薦された委員長候補について単記無記名投票を実施した結果、出席委員総数25票中24票の賛成、無効1票で関村委員が原子力規格委員長に選任された。

また、原子力規格委員会規約第5条に基づき、委員長より新田副委員長が指名された。

(4)原子力規格委員会フェローの選任

原子力規格委員会規約第7条に基づき、事務局よりフェロー候補者の推薦を提案したところ、関村委員長、新田副委員長、森委員の3名より、班目前委員長の推薦提案があり、投票の結果、出席者総数25票満票で選任された。

(5)原子力規格委員会委員及び分科会委員の承認及び幹事指名について

事務局より、資料No.29-2に基づき、原子力規格委員会分科会長2名の交替報告があった。また業種区分変更1名の報告があり、挙手による決議の結果、出席委員全員の賛成で承認された。業種区分変更としては下記の通りである。

平野光将委員 (新)武蔵工業大学 原子力安全工学科 特任教授
(旧)原子力安全基盤機構 総括参事

また、退任委員と常時参加者の報告があった。

【常時参加者】名雪哲夫(内閣府 原子力安全委員会事務局) 竹内大二(同左)

退任委員の報告を受けて、原子力規格委員会規約に基づき、新委員の推薦有無について確認したところ、下記の推薦があり、挙手による決議の結果、出席委員全員の賛成で承認された。また、委員長、副委員長協議の結果、規格委員会幹事として越塚委員が指名された。

【新規格委員】

設楽 親 東京電力 原子力品質・安全部 設備健全性診断グループマネージャ
古川 雄二 三菱重工業 原子力事業本部 原子力技術センター
西岡 周二 日本原子力保険プール局長代理
田辺 裕美 日本原子力研究開発機構 敦賀本部 高速増殖炉研究開発センター副所長
越塚 誠一 東京大学大学院 工学系研究科 教授

【分科会委員の変更】

事務局より、資料29-2-1に基づき、各分科会より推薦を得た新委員候補の報告があり、挙手による決議の結果、出席者全員の賛成で承認された。

(6)規格案の審議

1) JEAG4103「原子力発電所の火災防護管理指針」制定案

藤原防火管理検討会副主査、三嶋防火管理検討会委員より、資料 No.29-3 に基づき、JEAG4103「原子力発電所の火災防護管理指針」制定案について、また資料 No.29-3-1 に基づき、運転・保守分科会での書面投票の意見回答集約表について説明があった。本件を書面投票に付すことについて、挙手による決議を行った結果、委員の賛成多数により可決された。

これに関する意見は、以下の通りであった。

- ・解説 1-2 「原子力発電所における火災防護管理」で何故、原則として周辺監視区域内における火災防護管理としているのか。また、「…各発電所の特異性を考慮することが出来る。」とは前述の「原則として…」と言うのと理由は同じと思われるが、どの様な特異性を考慮しているのか。周辺監視区域内で、適用されない例としてはどの様なものを考えているか。

消火に関し、どの様な範囲を対象に、どの様な取り決めをしているか各事業者の実態を調査したところ、現状は敷地、構内、警防区域等、色々な言葉が使われているが、共通の言葉としては「周辺監視区域内」が使われている。火災防護の範囲としても妥当でありここでも使用している。ただこれで良いかという議論もあって、「原則として」という言葉を入れた。「特異性」と言うのは、山林、岩場等消防車の行けない所はどうするか、全部を規定すると大変ではないかという議論があり、発

電所によって違うこともあるので、「特異性」という言葉を使用した。

- ・4.1 消防機関と自衛消防組織との役割分担では、役割分担の記述が無く、どういう考え方で役割分担するのかよく分からない。マニュアルには記載されていると思うが役割分担の考え方とか、最終的な判断の様な最低限の事は決めておく必要はないのか。

地元消防とコミュニケーションを図り、役割分担して消火活動をするので、ここでは役割分担を決めて置くという程度の表現で良いのではないかと考えている。

- ・役割分担の原則はどうか？ 最終的なジャッジはサイト側がやるのだろうが、どちらがどうヘゲモニーを握るのかと言うことも含めての考え方はどうか？

大きな役割分担としては、初期消火活動は発電所側で対応し、消防到着後は消防の指示に従うということになる。大きな所は決めているが、消防をどう動かすのかとか、管理区域をどう設定するのかという様な細かい分担や、消防到着までの時間にやるべきことについては、各サイトによって異なるので一義的には決められず、取り敢えずは大きな分担のみ記述した。

周辺監視区域として、現状の防火管理は基本的に建物を対象に決めていて、エリア対象ということは意識していなかった。今回保安規定に初期消火対応が取り込まれ、共通の言葉を使う必要もあって、エリアを規定している言葉はないかと探したところ、敷地、構内・・・と色々な言葉が使用されているが、周辺監視区域という言葉が地図を含めて保安規定の中で使われているのでこれを使うことに決定した。但し山林火災や大規模火災について、発電所側で初期消火が本当に出来るのか、火災発見パトロールもどこまで可能かということもあってこの様な表現にしたが、今後本当に可能な防火管理とは何かということを検討していきたい。

更問：主旨は分かったが「特異性」という言葉を使うと、何か特殊なことを記述しているのではないかという気がする。役割分担で、炉規法と消防法を考えると消防法が優先すると考えているということか？

必ずしもそう言う事ではない。最後は専門の消防の下で連携を取りながら、事業者の考えも取り入れていくという事である。火災による影響を軽減する点ではお互いに協力し合うことがまず必要で、あくまで第一目標は消火する事である。

- ・消防規則等で出火原因として良く出てくる言葉がここには使われていない。高温の油潤滑配管破断による火災(ここではディーゼル発電機、タービン発電機という言葉に含まれるかも知れないが)、断熱材としてのウレタンに溶断の火花が飛火してウレタンが爆燃(発火源としては工事中の溶断だがここでは溶接等との記載はある)、短絡事故(ケーブル火災等との記載はある)、降雨のない時の落雷による森林火災、この4つは必ず出てくるのだが、ここには使われていない様に思われる。

解説 6-4 の「火災想定箇所及び火元」には、JEA4607 火災防護設計指針から引用しているが、4つのキーワードはここに入れておくべきと思う。発火源としては、解説 6-6「火気使用作業時の注意点」として発火性、引火性物質の中に、想定火災として入れ込む事を考えたい。ただ落雷による森林火災については初期消火活動をどうするか難しい所があり、うまく取り込めることが出来るかどうか検討したい。

- ・7.2 通報・連絡で微妙に記述が違う。原子力発電所内では「・・・正確かつ確実に伝達すること。(7.2.2)」、消防機関に対しては「・・・迅速に行うこと。(7.2.3(1))」、規制当局に対しては「直ちに・・・報告すること。(7.2.4)」と記述されているが、時間的な差、ニュアンスが微妙に違うのはどうしてか。また、7.2.3(2)には「耐震性を有する場所に設置された」とあるが、この記述は通報・連絡全般に対してのことに解すべきと思うが、消防機関のみに限ったのものと解すべきなのか。

発電所の火災においては、避難・誘導が第一で、やみくもにパニックに陥らせない意味からも、「正確かつ確実に」が第一と考えた(「迅速に」を入れても良いが)。特に「早く」ということを強調したい言葉として「迅速に」との言葉を使っている。大橋 WG の報告書にも記載されているが、緊急対策室にホットラインを設けていても使えなかった例もあり、専用回線には必ず耐震性を有する場所に設置される様に意識して使った。「直ちに」は基本的に 30 分以内、「迅速に」は一番早く、10 分程度のイメージで使っている。

中越沖地震における原子力施設に関する調査・対策委員会

中越沖地震における原子力施設に関する自衛消防及び情報連絡・提供に関する WG

- ・耐震性は、消防機関への通報だけでなく全てに対して考慮すべきことではないか。

大橋 WG では、ホットラインと消防関連施設(例えば緊急対策室、消防車庫等)の耐震性が要求されている。それに対応するため、ここでは特出しで記述しているが、これ以外に、大橋 WG で言っ

ている消防関連施設の耐震性をどう取り込むか、検討したい。

- ・これ以降の議論は書面投票に移って議論する事が提案され、決議したところ、賛成多数で可決された。(賛成 27 人, 反対 1 人)

2) JEAG4224 「原子力発電所の設備診断に関する技術指針 - 放射線肉厚診断技術」制定案

菅野設備診断検討会委員より、資料 No.29-4 に基づき、JEAG4224 「原子力発電所の設備診断に関する技術指針 - 放射線肉厚診断技術」制定案について、説明があった。審議の結果、本件を書面投票に付すことについて、挙手による決議を行った結果、全委員の賛成で可決された。

これに関する、意見は以下の通りであった。

- ・「1.2 劣化モードと故障モード」とあるが、2 つの概念を使い分けたりどういう関係にあるかは規格全体に影響を与えるのか。また何を目的としているのか。故障モードとは、宜しくない状況になった劣化という状態を言うもので、劣化の方は劣化した結果を言っている様だし、劣化する仕方に関する形態分類を言っている様にも思う。下に 6 項目に分類されているのが判っていてそれについての形態分類とか劣化程度について測定評価する方法を具体化することなのか。ご指摘のように、劣化する仕方に関する形態分類を言っている。本指針の減肉としては劣化モードのみであるが、他の設備診断に関する一連の指針 (JEAG4221 ~ JEAG4223) との関連で「劣化モードと故障モード」と統一した文言を使用しているのでご了承頂きたい。

3) JEAC4622 「原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程」制定案

芦田安全設計指針検討会主査、綿田 (関西電力)、福田、藤田、宇田川 (三菱重工業) より、資料 No.29-5 に基づき、JEAC4622 「原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程」制定案の説明があった。審議の結果、本件を書面投票に付すことについて、挙手による決議を行った結果、全委員の賛成で可決された。

これに関する、意見は以下の通りであった。

- ・被ばく計算するに当たって、計算機の検証はどの様に考えているのか？何処かに記載されているのか？

特に触れていない。

ソフトウェアによっては、結果としての値が変わり影響が大きく、また精度が大きく左右される。何か標準があって、それで評価結果の妥当性を言わないといけないのではないか。

拝承。解析で使うソフトウェアについては色々議論している所である。今回 JEAC に標準的な方法を示したと言うことで、今後各電力がこれで評価する上で、保安院ともよく議論していきたいと思っている。

- ・付録-2 には、実効線量の合計値が 100mSv を越えないとの判断基準が示されているが、計算結果に対し、実際に受ける線量の変動幅としてどれ位を考えるべきか。計算値に対するゆらぎ・バラツキはどれくらいあるものなのか。

ゆらぎについては、色々なファクターが絡んでいる。大気拡散を考えれば、大気安定度、風向、風速等逐一ゆらいでいるが、評価においては計算上最も厳しい条件で計算している。

- ・実際には瞬間的には凄い濃度になるということはないか。風洞等で実験しているということならそれで良いが…。安全であることに対する目安をどの様に話せば良いのか。

風洞実験で、実際のモデルを使って近距離での分布がどうなるか調べた。実際の原子炉状態を模擬したものでやっている。この様に形状係数を考慮した評価をしているので、相対濃度が判るし、結果を濃度毎に色分けして可視化している。それらのデータで今後分かり易く説明していきたいと思っている。またソースタムそのものも、100 倍の余裕を取った解析を行っている。

4) JEAG4623 「原子力発電所の安全系電気・計装品の耐環境性能の検証に関する指針」制定案

西電気・計装品耐環境性能検討会主査、菱川電気・計装品耐環境性能検討会副主査より、資料 No.29-6 及び 29-6-1 に基づき、JEAG4623 「原子力発電所の安全系電気・計装品の耐環境性能の検証に関する指針」制定案についての説明があった。審議の結果、書面投票に付すことについて、挙手による決議を行った結果、全委員の賛成で可決された。

なお、以上の 4 件の今後の進め方については、従来の取扱を踏襲して、下記の通り進めることが了解された。

- ・書面投票の期間は 6 月 25 日より 7 月 24 日の 30 日間とする。
- ・書面投票で可決された場合には、2 カ月間の公衆審査に移行する。
- ・編集上の修正についての判断は、委員会三役(委員長、副委員長、幹事)に一任し、公衆審査の結

果等で、編集上の指摘があった場合は、編集上の修正であることを確認の上、その修正内容を全委員に通知した上で、発刊準備に入る。

- ・なお技術的内容の修正意見があった場合については別途審議(書面審査または委員会審議)する。
- ・また公衆審査で意見提出がなかった場合、発刊までの間の編集上の修正については、分科会の責任で行う。

(7)基本方針策定タスク案件の報告及び審議

1)原子力規格委員会コメントに対する検討結果について(報告)

事務局より、資料No.29-7、29-7-1及び29-7-2に基づき、JEAC・JEAG説明文の見直し状況及びその他のこれまでの原子力規格委員会コメント(残件)に対する検討結果について報告があった。JEAC・JEAG説明文については、今後事務局へ意見を寄せていただき、JESC(日本電気技術規格委員会)側と調整の上、審議すべき事項があれば基本方針策定タスクで検討することとした。

2)「細則」及び「活動の基本方針」の改定について(審議)

事務局より、資料No.29-7-3及び29-7-4に基づき、「細則」及び「活動の基本方針」の改定案について説明があった。審議の後、それぞれ挙手による決議を行い、それぞれ全委員の賛成で提案通り可決された。

これに関する意見は以下の通りであった。

- ・「活動の基本方針」6.8ASME,ANS,IEEE等海外規格策定学・協会との整合性 「協調」とすると単に海外規格との整合なら向こうと相談する必要はないが、海外の協会と規格以外のことも話をしたりするということになるので、本質的に内容が変わることになるが。

そう言う(協調という)提案である。活動の基本方針というのは、そういう主旨で、われわれはどういう考え方で活動していくかを定めたいということで、昨年12月5日に制定したものである。その際、たまたま字句としてここだけ整合性という言葉が残っていたのを、今後は協調と直して進めたいということである。

- ・廃止の公表期間はわかったが、一覧表には残るのか。

一覧表からも削除し、廃止した事について、一年間だけホームページで公表するという主旨である。

更問：廃止された規格で設計等運用したものはずっと残る。基本的には発電所の設計資料は30年とか40年とか保管される場合が殆どであり、そういうものが使われてきた事をかなりの期間明示しておく必要があるのではないかと。勿論保管はされると思うが。ホームページから削除しても良いが、一覧表には残しておいた方が良いのではないかとと思うがどうか。

本細則の改定内容は「廃止したこと」を1年間お知らせするものである。ただいまの質問については別の観点から、事務局含めて考えるということにさせて頂きたい。

3)原子力規格委員会英字略称(NUSC、JNUSC)の選定について(審議)

事務局から、資料No.29-7-5に基づき、原子力規格委員会英字略称(NUSC、JNUSC)の選定について、JESC(ジェスク)との対比で呼びやすいINUSC(ヌスク)を選定したいとの提案があり、特に意見はなく、挙手による決議を行った結果、全委員の賛成で可決された。

(8)規格案の策定状況について

1) JEAC4111「原子力発電所における安全のための品質保証規程」、JEAG4121「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111)の適用指針-原子力発電所の運転段階-」の改定について

渡邊品質保証分科会幹事より、資料No.29-8に基づき、JEAC4111、JEAG4121定期見直し結果の上程時期の延期について説明があり、本件については特に異論なく、委員会として了解に近い報告事項として受けて情報を共有することとした。これに関する意見は次の通りであった。

- ・品質保証規程は、国が利用することで問題は無いのか。

品質保証規程JEAC4111は、技術審査のうえエンドースされる予定だが、本件、改定JIS及びIAEAの内容を反映するために改定スケジュールを見直すことについては、原子力安全・保安院 原子力発電検査課とも相談し了解されている。

2)JEAC4618「鋼板コンクリート構造耐震設計技術規程」制定案(中間報告)

白井耐震設計分科会幹事、植田耐震設計分科会委員より、資料No.29-9及び参考資料-4に基づき、JEAC4618「鋼板コンクリート構造耐震設計技術規程」制定案について中間報告があった。

- ・参考資料-4 裏面にJEAC4601との関係が示されているが、本規程は一体の体系のものである。最近、中越沖、中国・四川、岩手・宮城内陸地震が発生し新たな記録が採取されているが、耐震設計の考え方は変わらず、設計地震の難しさがどんどん変わっている状況だ。

3) JEAG4610「原子力発電所個人線量モニタリング指針」改定案（中間報告）

谷口放射線管理分科会幹事及び今井個人線量モニタリング指針検討会主査より、資料 No.29-10 及び 29-10-1 に基づき、JEAG4610「原子力発電所個人線量モニタリング指針」改定案について、中間報告があった。

これに関する意見は以下のとおりであった。

- ・昔と違って電子式線量計では原子力発電所の中で行動してどの位被ばくしたか把握でき、警報機能も付いているので、自分自身で注意することができるようになった。規格案解説には「被ばく低減措置が的確に機能している・・・」との記載があるが、なるべく被ばくしないように注意するといった行動指針がこの指針には入っていないことを改めて感じた。

これは正にALARA活動であるが、この指針は放射線管理のうち、個人線量の測定・評価方法に関する具体的なルールを書いたものであるため、これを入れる予定はありません。

4) 原子燃料分科会における新検討会の設置について（報告）

原子燃料分科会事務局より、資料 No.29-11 に基づき、原子燃料分科会において抽出した新規格の策定を行うため、新たに検討会を設置することが報告された。

これに関する意見は以下のとおりであった。

- ・電気協会と原子力学会の切り分けについてであるが、これは電気協会で制定すべき規格かどうか聞きたい。

この辺りについては、関連学協会との調整を行い、必要性等について調査を行った。基本的に燃料の運用等に関しては電気協会で行うのが適切ではないか、また、設計や性能に関しては原子力学会で行うということと仕分けをしていると理解している。

(9) その他

- 1) 次回の原子力規格委員会は、平成20年9月30日（火）13:30から開催するとした。

以上